

職業紹介事業の業務運営に関する規程

特定非営利活動法人 国際社会貢献センター

第1条 求 人

1. 国際社会貢献センター（以下センター）は、国内全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、センター所定の求人票によりお申込みいただくか、電子メール、電話、郵便、ファックスで行ってください。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をセンター所定の求人票に沿って、あらかじめ可能な限り具体的に書面の交付または電子メールやファックス等により明示してください。
4. 求人受付の際には、受付手数料はいただきません。

第2条 求 職

1. センターは、国内全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、センター活動会員登録票によって申込んでいただきます。その後、求職内容（＝活動希望分野や得意な業務・分野）に合致する求人があった場合に求職希望を再確認します。

第3条 紹 介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、ご紹介いたします。
2. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を紹介するよう努めます。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介においては従事することとなる業務の内容、その他の雇用条件をあらかじめ電子メールの交付により明示します。
4. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
5. センターは、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業（ストライキ）または作業所閉鎖の行われている間は求人者に紹介いたしません。
6. 雇用関係が成立しましたら、求人された方から別表の手数料表に基づき紹介手数料を申し受けます。

第4条 その他

1. センターは、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. センターの行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方からセンターに対して、その報告をしてください。
また、センターの職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者からセンターに対して報告してください。
3. センターは、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. センターが、職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、センターが当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
5. センターは、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
6. センターの取扱職種の範囲等は、国内全職種です。
7. センターの業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。センターの業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和7年3月19日

会 長 安永 竜夫